



事業承継に関する税制

Info
mation

はしがき

「事業承継対策は面倒だから」「難しいから」と先送りにしていませんか？

近年経営者の高齢化が進行する一方で、後継者の確保がますます困難になっています。

また事業承継に失敗し紛争が生じたり、会社の業績が悪化するケースも多くなっています。

そこで、本冊子においては事業承継にかかる税制について代表的なものを問答集にまとめました。

ぜひ、ご覧いただき、課題解決の一助としていただければ幸いです。



Q1 相続税・贈与税の基本的な仕組みを教えてください

相続税の概要

相続税とは、死亡した人（被相続人）が持っていた全部の財産を、相続人が受け継ぐときにかかる税金です。

<相続税の税率表>

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1000万円以下の金額	10%	—
3000万円以下の金額	15%	50万円
5000万円以下の金額	20%	200万円
1億円以下の金額	30%	700万円
3億円以下の金額	40%	1,700万円
3億円超の金額	50%	4,700万円

【計算例】 Q 相続財産1億円を、法定相続人である子供（成人）2人で相続する場合の相続税はいくらですか？

A 次のようになります。

（課税価格）1億円－（5000万円＋1000万円×2）＝3000万円

（法定相続分による各取得金額） $3000万円 \times \frac{1}{2} = 1500万円$

（1人分の相続税額） $1500万円 \times 15\% - 50万円 = 175万円$

（相続税額） $175万円 \times 2人 = 350万円$

贈与税の概要

贈与税とは、生前に贈与により財産を取得した場合にその取得した財産にかかる税金です。

● 暦年課税制度

1年間に取得した財産の合計が基礎控除額（110万円）以下の場合には、贈与税がかかりませんし、申告も不要です。

● 相続時精算課税制度についてはQ2を参照してください。

<贈与税（暦年課税制度の場合）の税率表>

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円以下の金額	10%	—
300万円以下の金額	15%	10万円
400万円以下の金額	20%	25万円
600万円以下の金額	30%	65万円
1000万円以下の金額	40%	125万円
1000万円超の金額	50%	225万円

例題) 現金1000万円の贈与を受けた場合の贈与税を計算してみましょう。

$$(1000万円 - 110万円) \times 40\% - 125万円 = 231万円$$



Q2 計画的な贈与により事業承継を円滑に行いたいのですが留意点がありますか？

贈与税の課税方式には、暦年課税制度と相続時相続時精算課税制度があります。計画的な贈与を行うためには、家族構成や財産構成等を考慮して、どちらが自分にとって有利であるかを判断する必要があります。

<主なポイント>

項目	暦年課税制度	相続時精算課税制度
概要	暦年（1月1日から12月31日までの1年間）毎にその年中に贈与された価格の合計に対して贈与税を課税する制度です	将来相続関係に入る親から子への贈与について、選択制により、贈与時に一律20%の税率で贈与税を納付し、相続時に相続税で精算する課税制度です。
贈与者	制限なし	65歳以上
受贈者	//	20歳以上の子である推定相続人
選択の届出	不要	必要 (注) 一度選択すれば、相続時まで継続適用
控除	基礎控除額（毎年）：110万円	非課税枠：2500万円
税率	基礎控除額を超えた部分に対して10%～50%の累進税率	非課税枠を超えた部分に対して一律20%の税率
適用手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに贈与税の申告書を提出し、納税します	選択を開始した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書を提出します
相続時精算	相続税とは切り離して計算します (注) 相続開始前3年以内の贈与は相続財産に加算	相続税の計算時に精算（合算）します (注) 贈与財産は贈与時の時価で評価

相続時精算課税制度を選択する時は、その選択に係る最初の贈与についての贈与税の申告書の提出と同時に次に掲げるすべての書類を提出する必要があります。ただし、一度選択をすると後から変更することはできません。注意して選択する必要があります。



ポイント!!

- ・ 相続時精算課税選択届出書
- ・ 受贈者の戸籍の謄本又は抄本
- ・ 受贈者の戸籍の附票の写し
- ・ 特定贈与者の住民票の写し又は特定贈与者の戸籍の附票の写し
- ・ 相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の確認書

また、贈与税の申告期限は贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間です。



Q3 暦年課税制度と相続時精算課税制度の具体的な計算例を示してください

オーナー経営者である父から後継者である子に対して、3年間にわたって2400万円を贈与する場合を例にとって、暦年課税制度と相続時精算課税制度で行った場合とを比較しましょう（法定相続人は後継者である子1人とします）

<事例による制度比較>（単位：万円）

贈与時	贈与価格	暦年課税制度	相続時精算課税制度
平成18年	800	$(800-110) \times 40\% - 125 = 151$ (※1)	$2500 - 800 = 1700$ (非課税枠の残)
平成19年	800	$(800-110) \times 40\% - 125 = 151$ (※1)	$1700 - 800 = 900$ (非課税枠の残)
平成20年	800	$(800-110) \times 40\% - 125 = 151$ (※1)	$900 - 800 = 100$ (非課税枠の残)
相続時	相続財産	上記贈与財産を含まないものとする	
平成24年 父死亡 <法定相続人 子供1人>	7600	$7600 - (5000 + 1000) \text{ (※2)} = 1600$ $1600 \times 15\% - 50 = 190$ (※3)	$7600 + (800 + 800 + 800) = 10000$ $10000 - (5000 + 1000) \text{ (※2)} = 4000$ $4000 \times 20\% - 200 = 600$ (※3)
	贈与から相続までに支払った税額	$151 + 151 + 151 + 190 = 643$	600

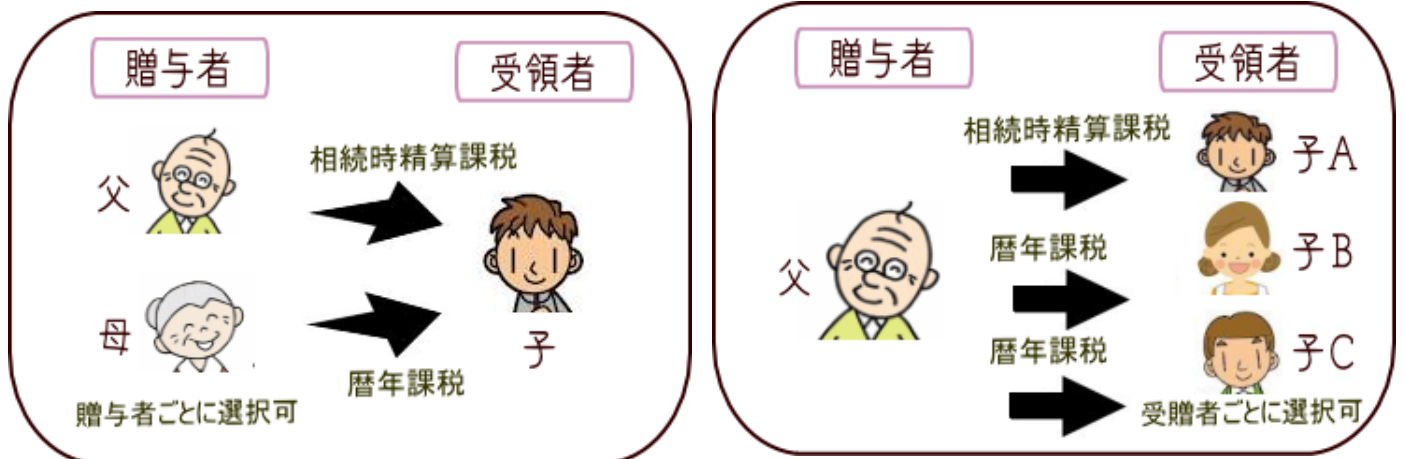
※1 贈与税（暦年課税制度の場合）の税率

※2 相続税の基礎控除額5000万円＋（1000万円×法定相続人の数）

※3 相続税の税率表

【結論】この前提条件のケースでは、相続時精算課税制度の方が税負担が軽くなっています。

（注）贈与時と相続時の相続財産の価値が変化した場合、特に相続時の価値が高くなっている場合は、相続時精算課税制度の方が税負担は軽くなります。





Q4 土地等を相続する場合、どのような特例措置がありますか？

特定の小規模宅地等（被相続人又は被相続人と同一生計の親族が事業の用又は居住の用に供していた宅地等）を相続する場合には、相続税の課税価格を軽減するという「小規模宅地等の課税の特例」があります。

特定事業用宅地等の特例

特定事業用宅地等（申告期限まで事業を継続すること等の条件があります）は、400㎡まで評価額の80%が減額されます。また、一定の要件を満たす同族会社の事業を承継する場合（特定同族会社事業用宅地等）についても同様の減額があります。

相続する土地の面積は400㎡で、被相続人が事業用として使っていました。その土地の評価額（路線価）は1億円です。この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか？

(減額される額) $1\text{億円} \times \frac{400\text{㎡}}{400\text{㎡}} \times 80\% = 8000\text{万円}$

(相続税の課税価格) $1\text{億円} - 8000\text{万円} = 2000\text{万円}$

400㎡

8割分非課税 (320m) 2割分課税 (80m)

特定居住用宅地等の特例

相続する土地の面積は400㎡で、被相続人が居住用として使っていました。その土地の評価額（路線価）は1億円ですが、この場合、特例を使った相続税の課税価格はいくらになりますか？

(減額される額) $1\text{億円} \times \frac{240\text{㎡}}{400\text{㎡}} \times 80\% = 4800\text{万円}$

(相続税の課税価格) $1\text{億円} - 4800\text{万円} = 5200\text{万円}$

240㎡

8割分非課税 (192m) 2割分課税 (48m)

小規模宅地等の課税の特例の概要

<小規模宅地等の課税の特例の概要>

宅地等	宅地等の価格の減額割合		適用対象面積
事業用宅地	事業を継続	80%	400㎡まで
不動産貸付	〃	50%	200㎡まで
居住用宅地	居住を継続	80%	240㎡まで

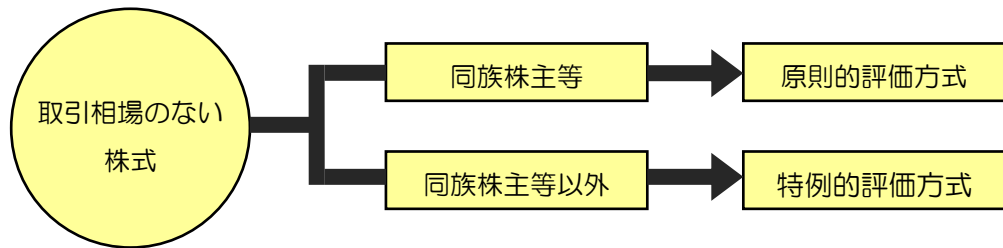


Q5 「取引相場のない株式」の評価方法を教えてください

「取引相場のない株式」とは、全国の各金融商品取引所に上場されている株式及び気配相場等のある株式以外の株式をいいます。代表的なものは、「非上場株式」で、相続・事業承継にあたって重要な要素となるものです。その評価方法は、次のとおりです。

評価上の区分

「取引相場のない株式」の評価は、同族株主等は原則的評価方式で評価し、同族株主等以外の者は特例的評価方式（配当還元方式）で評価します。



原則的評価方式には、類似業種比準方式と純資産価額方式があります。

類似業種比準方式

1株当たりの類似業種比準価額＝

$$\text{類似業種比準株価} \times \frac{\text{配当比準値} + 3 \times \text{利益比準値} + \text{純資産(薄価)比準値}}{5} \times \text{斟酌率}$$

(斟酌率: 大会社=0.7 中会社=0.6 小会社=0.5)

(注) 比準値: 対象会社と上場企業(標本)のそれぞれ1株当たりの値を比較した比率

純資産価額方式

1株当たりの純資産価額＝

$$\frac{\text{相続税評価額による純資産価額} - \text{負債の合計額} - \text{評価差額の法人税額等相当額}}{\text{発行済株式数}} \quad (\text{注})$$

(注) 相続税評価額と帳簿価額による純資産価額の差額の45%相当額ですが、マイナスとなる場合は「0」で計算します。

特例的評価方式の評価

特例的評価方式の評価には、配当還元価額方式があります。配当還元価額方式とは、過去2年間の平均配当金額を10%の利益で割り戻して、株式の価額を求めようとする方式です。同族株主以外の株主および同族株主のうち一定の少数株主所有者が取得した株式については、会社の規模にかかわらず、配当還元価額方式という特例的評価方法によって評価をします。その計算方法は次の通りです。

配当還元価額方式

$$\text{配当還元価額} = \frac{\text{その株式に係る年配当金額(注)}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}}$$

$$(\text{注}) \text{年配当金額} = \frac{\text{直前期末以前2年間の配当金額}}{2} \div \text{1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数}$$

(注) 年配当金額が2円50銭未満となる場合、又は無配の場合は2円50銭とします。



Q6 相続税額を把握する方法はありますか？

下記の表の中の該当する箇所に記入して、相続税額を試算してみましょう。

※相続財産リスト（A表）（単位：万円）

財産の種類		見積りの目安	評価額	
財 産	現金・預金	概算で記入してください		
	有価証券	評価額については（注）参照		
	自社株式	Q5を参考に調べてみてください		
	宅地	自用地	路線価等（税務署で確認できます）	
		借地権	自用地評価額×借地権割合	
	家屋	自用	固定資産税評価額	
		貸付用	固定資産税評価額×70%程度	
	生命保険金	「受取予想額－500万円×法定相続人の数」で計算した数値です		
	家庭用財産	50万円～200万円程度で記入してください		
	その他の財産	書画・貴金属等は時価を記入してください		
財産合計（①）				
債 務	借入金・未払金等	概算で記入してください		
	債務合計（②）			
相続税の対象となる金額（①）－（②）＝（③）				

（注）上場株式の評価については、相続開始日の終値と、過去3カ月の終値の平均のうち最も低い価格を選ぶことができます。

相続税の負担額早見表（B表）

例）E氏の遺産総額（A表の金額）は、3億円でした。E氏は奥さんと子供（成人）が2人います。B表を見ると、相続税は2147万円になります。

（単位：万円）

遺産総額	子の数		
	子1人	子2人	子3人
1.6億円		0	0
2億円	500	380	325
3億円	2,707	2,147	1,867
4億円	4,900	4,050	3,525
5億円	6,900	5,850	5,275
6億円	8,900	7,850	7,025
7億円	11,050	9,900	8,825
8億円	13,550	12,150	11,075
9億円	16,050	14,400	13,325
10億円	18,550	16,650	15,575

※配偶者の相続分は、遺産総額が3億2000万円までの場合は1億6000万円、これを超える場合は、遺産総額の2分の1として、税額軽減措置を活用したものと計算しています。

また、1万円未満は四捨五入で計算しています。

<参考>平成24年度の主な税制改正

相続税・贈与税				
住宅資金贈与の特例延長	2014年12月 末まで3年延長	(延長)	直系尊属(父母、祖父母)からの住宅資金の贈与を受けた場合の非課税特例を3年間延長。 2012年1,000万円、2013年700万円、2014年500万円。	2012年より段階的に引き下げ。
耐震・省エネ住宅の住宅取得資金特例の上乗せ	2012年1月1日以降の贈与より摘出	減税	上記の住宅資金贈与の特例に、耐震・省エネ住宅については、500万円上乗せ。 2012年1,500万円、2013年1,200万円、2014年1,000万円。	2012年中であれば、最大1,000万円+耐震・省エネ上乗せ500万円+基礎控除110万円=1,610万円まで無税で贈与可能。

*

Info mation

中吉野地区商工会広域協議会

〒638-0041 奈良県吉野郡下市町下淵 125
TEL:0747-52-8717 FAX:0747-52-8380
nakayoshino@yoshino.or.jp

大淀町商工会

〒638-0821
奈良県吉野郡大淀町下淵 906-1
daisyoko@m5.kcn.ne.jp
TEL:0747-52-9555
FAX:0747-52-8397

下市町商工会

〒638-0041
奈良県吉野郡下市町下市 125
shimoshi1@plum.ocn.ne.jp
TEL:0747-52-8717
FAX:0747-52-8380

黒滝村商工会

〒638-0251
奈良県吉野郡黒滝村寺戸 66-1
ksci@m5.kcn.ne.jp
TEL:0747-62-2128
FAX:0747-62-2673

天川村商工会

〒638-0301
奈良県吉野郡天川村川合 319-4
tenkawa@m5.kcn.ne.jp
TEL:0747-63-0818
FAX:0747-63-0217